

小田原市監査委員公表第7号

平成29年7月12日

小田原市監査委員 岡 本 重 治

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 木 村 正 彦

定期監査（I）の結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成29年4月14日から同年6月26日まで

3 監査実施部課等

企画部	企画政策課、広報広聴課、公共施設マネジメント課、職員課 情報システム課
防災部	防災対策課
環境部	環境政策課、エネルギー政策推進課、環境保護課 環境事業センター
建設部	建設政策課、土木管理課、道水路整備課、みどり公園課、建築課
教育部	教育総務課、学校安全課、教育指導課
	選挙管理委員会事務局
議会事務局	議会総務課

4 監査の対象

主として平成28年度の収入・支出等の財務事務の執行

5 監査の方法

各対象課等から関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から事情聴取を行った。

6 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

(1) 収入事務

ア 使用料の納期限について（環境事業センター）

職員駐車場としての行政財産目的外使用許可を平成28年4月1日から1年間としているが、条例の規定により1年分の使用料を使用期間の初日から起算して30日以内に納入させるべきところ、納期を平成28年4月28日及び平成28年10月31日の2回に指定していた。

イ 公園使用許可の事務処理について（みどり公園課）

公園使用許可の使用許可日と決裁日が前後しており、かつ、条例で定められた納期限を超過して使用料を収納しているものが見受けられた。

(2) 支出・契約事務

ア 支出科目について（企画政策課）

表敬用の手土産を交際費ではなく需用費で購入するなど、不適当な科目による支出が見受けられた。

イ 「生活保護行政のあり方検討会」の事務について（企画政策課）

政策課題検討事業として実施された「生活保護行政のあり方検討会」は、今後の小田原市の生活保護行政の改善方策を取りまとめたことから附属機関に相当すると思われたが、本来必要であった条例の整備がないまま運用されていた。

このため、招聘した有識者には非常勤特別職職員としての委嘱がなされておらず、報酬ではなく、謝礼が支出されていた。

ウ 契約事務について（環境保護課）

前回監査で契約書約款に定められた現場代理人の選任等の通知がなされていないことについて指摘したところ、平成28年度は約款に従い確実に提出してもらおうとの措置状況の報告を受けたところであるが、提出を受けていなかった。

エ 補助金事務について（学校安全課）

小田原市学校給食会補助金の事務において、額の確定に係る事務を行っていなかった。

この度の定期監査において、指摘事項として挙げた事例以外にも、決裁を受けた施行文書案と実際の施行文書の内容に相違があったなど、執行の過程で防ぐことができたと思われる軽易な誤りが複数見受けられたほか、随意契約の執行における見積業者の偏りや分割発注を疑わせる事例も見受けられた。

今までも、適正な事務の執行について指摘事項を挙げて注意を促してきたところであるが、このような事例が後を絶たず、さらには、市民への通知文の誤送付や記載誤り、下水道使用料の賦課徴収漏れといった、市民の市政への信頼を損ねるような事態も発覚しており、監査委員として誠に残念で忸怩たる思いである。

また、こうした中、本年6月9日に地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が公布された。この改正では、監査委員が監査基準を定めることや、監査結果に関する報告のうち措置を講ずる必要があると認める事項について勧告する制度が創設されるなど、監査委員制度の充実強化が図られたことから、改めて監査委員としての責任の重さを感じているところである。

一方で、この改正では、市長には事務が適正に行われることを確保するための方針や必要な体制を整備するよう努めることが求められている。改めて「小田原市職員コンプライアンス基本方針」に立ち返り、なお一層適正な事務の執行が図られるよう求めるものである。